

平成 21 年 6 定 県民企業常任委員会

渡辺委員

自民党さん、民主党さんの質問がかなり多岐にわたっておりましたので、若干重複する点もあるかもしれませんが、御了承願いたいと思います。

まず、私の方から最初に聞きたいのは、今回提出された事業概要でございますけれども、全体的な基金が3年間で約12億円でございます。それに対して今回の具体的な事業内容の費用としては、2億円余りということで、これを3年間に割り振ると、若干今回少ない形になるかと思うんですけれども、この辺の考え方というか、どのような状況になっているのか、まず確認をしたいと思います。

消費生活課長

先ほども少し御説明しましたけれども、今年度のスケジュールが2月3日に国から正式な通知として出まして、それから事業検討ということで、どうしてもスケジュール的に年度途中からの事業実施にならざるを得なかったというところで、金額的に少なくなっているところはございます。また、積み増し分がございますので、それについては今後の検討になります。

いずれにいたしましても、22年度、23年度は、丸々1年間、通常の事業計画ができますので、今後、市町村ともいろいろと連携を密にして、基金を可能な限り活用するように展開していきたいと思っております。

渡辺委員

今の件はよく分かるんですが、この前の委員会の質問の中で、例えば、市町村に対する補助金が1億7,000万円あり、この内訳は当初分が9,500万円あって、今回の追加で7,500万円、両方足して1億7,000万円であり、当初分の9,500万円についても、実際に今、申請を出しているのが8,700万円と、若干ショートしているわけです。それで、さらには今回分を入れると8,000万円強については、今後、事業を組み立てて出してくるという話になると思うんですが、この辺は今のところの雰囲気というか、スケジュールも含めて大丈夫なんですか。

消費生活課長

一つには、既に積み立てた分に係る8,700万円と9,500万円の差でございますけれども、これについては幾つかの自治体から、今年度、追加をして事業実施をしたいというお話も頂いておりますので、それについて、なるべく大きな事業を実施していただくように、これから調整してまいりたいと考えております。

残りの7,500万円につきましては、国の方から新しいメニューが示された部分で、これについては人件費に使えるかどうかというところも非常にポイントになると思います。人件費に使えるということになれば、これは今年度、これから各市町村で取組を新たに計画される所が出てくると期待しているところでございます。

渡辺委員

今の御答弁と関連をするんですが、現在はとりあえず全体を3年で割ったときに、若干、初年度は少なめだと、今後は2年目、3年目と若干増えてくるというお話と、1億7,000万円についても、現状、市町村から出ているものと、これから出てくるものがあって、それを見込んだ金額を積み上げたということで、その中で、今、御答弁にあった人件費の間

題が一番大きなポイントだと思うんですが、若干、危ぐという不安を持つのは、人件費は非常に大きな事業費になる可能性があると思うんです。

一つの市町村から見れば少ないかもしれないけれども、全体になると多くなり、とりあえず、この事業内容で今回は補正を組むわけですけれども、その辺の新たなるスキームが市町からたくさん出てきたときに、これだけでは足りないというふうになったとき、更なる補正というのは、県としては考えているんですか。

消費生活課長

今回の積み増し分については、国の方の中身がはっきり分かっておりません。そういった意味で、県は個別の事業を計画をして、それを積み上げたものを議会の方にも御審議いただかなければいけないということで、積み増し分についての県の予算は組んでいない状況でございます。基金の仕組みといたしまして事業計画については、年度中途でも変更可能ということになっておりますが、私どもとしては、今年度については、この市町村分については、1億7,000万円の中で事業実施を調整してまいりたいと考えております。基本的には、市町村分の追加の補正は、今のところは考えてはございません。

渡辺委員

分かりました。ただ、今のところで確認をしたいんですけれども、ほかの細かいメニュー事業について、これは私の考え方というか認識が違っていれば、是正してほしいんですが、例えば、使い勝手が悪いという議論が先ほどから出ていますけれども、その中の一つに、基金とあって、これは3年間の事業でありながら、いろんな細かいメニューとかルールが決まっていて、本来3年間であれば、予算措置ではありませんから、3年間を通して、あるメニューでお金が幾ら使えるというのが本来の基金のあるべき姿だと私は思うんです。

しかしながら、国が示してきているものは、実際に1年目、2年目、3年目と、各年度ごとに事業をちゃんと積み上げて、例えば上限金額が決まっていて、その中でやりなさいというようなスキームになっていると認識しているんです。使い勝手の悪い問題は、後で質問しますが、そういうことを考えると、この補助金の事業についても、3年間でどんな割り振りで補助金を出しなさいということは、国から決まって指示があるんですか。それを確認したい。

消費生活課長

それぞれの市町村に幾らということはないんですけれども、国の各支援メニューで、単年度の限度額が一つ一つ決まっております。それについて一つの自治体はその金額を超えて事業を実施することはできないというのが国のルールになっています。

渡辺委員

分かりました。分かりますが、その上で、そういうことを想定すると、例えば、初年度、補助金として1億7,000万円を組みましたと、そうすると、全体的にあと12億円あるわけですから、ほかのメニューも含めて県が事業を組んで、さらに市町村の補助金として残りの補助金を2年目、3年目に組むわけです。そうすると、今残っている基金というのは、どう考えても、県の事業というのは、そんなに差が出ないと思うんです。一番大きくぶれるのは、この補助金事業だと思うんですが、例えば単純に言うと、残りの9億、半分に割ると4億5,000万円、そのうちの5,000万円を県の事業でとったときに、4億という補助金の額が残るんですが、今、国が示している細かいメニューで見たときに、実際、2年目、3年目に、補助金として4億円という額は、理論上は組めるんですか。

消費生活課長

各市町村で取組を強化していただければ、理論上は可能でございます。

渡辺委員

それで、今の話に関連をするんですが、先ほど来、使い勝手が悪いという話が出ているので、再度確認をしたいんですが、例えば、全体の話をするので、ややこしいので、一つ例を挙げて説明を受けた方が分かりやすいと思うんですが、頂いた資料の中に、消費生活センター機能強化事業とあります。これなどは、やはり各市町村にも単年度ごとの条件があるというふうに認識をしていいんでしょうか。確認の意味で御説明願いたいと思います。

消費生活課長

消費生活センターの機能強化事業でございますけれども、これについては新設と追加設置、それから拡充という区分で分かれております。新設については、市町村が対象になりますけれども、これは年間の限度額が1,000万円ということになっております。

それから、追加配置については、県と市町村が対象ですけれども、これについても上限額が1,000万円になっております。

それから、拡充については、県と市町村が対象ですが、これについては1団体500万円が上限になっております。

渡辺委員

今の御説明で、各メニューの上限額は分かりましたが、先ほどの答弁にあったように、これは3年度の事業ですけれども、各単年度の上限がそういうことで、要は各単年度で見たときに、今言った金額を超えることはできないというふうに解釈してよろしいですか。併せて、例えば、ある年度で1,000万円の申請を出したけれども、基金ですから、一般論で言うと、500万円しか使わなかったと、そうすると、その残った500万円について、普通の基金についての県民意識からすると、次年度に持ち越せるという認識があるんですが、その辺の関係はどうなんですか。

消費生活課長

各年度に今のような上限がありますので、例えば、1,000万円の事業がやりたいということで、今年、500万円しか組めなかった、来年度も1,000万円をかけて、2箇年かけて2,000万円を充実を図っていきたいといった場合に、1,000万円が上限であれば、2年目に1,500万円という事業は実施することはできない仕組みになっております。

渡辺委員

そういう意味では、市町村としては非常に使い勝手が悪いと思うんです。この前の委員会で、国松委員が質問したときの御説明にあったように、やはり各市町村の事業にばらつきが出てくる要因にもなっていると思うんですが、もう一回、今の話について確認をしたいんですが、市町村が出してきたものを県がまとめて国に提出するというルールになっています。そうなったときに、市町村のばらつきはあるけれども、例えば、県としての全体的なメニューの枠があって、多少その中であれば市町のばらつきがあっても許容するという考え方は、現在、国は持っていないのか。

消費生活課長

現在、国は一つの団体についての上限額を決めておりますので、融通してほかのところへ活用できるような仕組みは考えていないんですけれども、おっしゃるように、その辺も

使い勝手が悪いので、1月に全国知事会が使い勝手を良くしてもらいたいという要望を出したところがございますので、県としても引き続き同じような要望は出していきたいと思っております。

国においては、全体ではないんですけれども、一部については上限額を見直すかもしれないというような情報も入っておりますので、そうしたこともとらえて国にも強く要望してまいりたいと考えております。

ただ、基金の枠を超えてということではないんですけれども、市町村によって取組にばらつきがあるものについては、県が全体を見れますので、個々の市町村とよく調整をさせていただいて、少し取組が足りないところには個別に丁寧に伺った上で、充実強化の取組を促進していただくような働き掛けもしてまいりたいと考えております。

渡辺委員

是非、その辺については強力的にお願いしたいと思うし、基金の性質から見て市町村の細かいくくりをやる、年度ごとのくくりをやるというやり方は、よく考えてみたらおかしいわけで、また、国に要望をするようにお願いをしたいと思いますが、それについてもう一回確認ですが、今の話はよく分かりましたが、今度は県全体としての事業の話をしたいと思うんですが、全体で12億円で3年間、単年度ごとに細かいルールがあります。今回は県として2億円余りを事業化します。例えばですが、今言ったような順序に従って、この2億何千万円が事業執行できればいいですが、余った場合、3年間で、いろいろな事業基金が国として今たくさん補正が出ていますが、最終的に余ったら国に返すという認識を持っているわけです。

我々にしてみれば、3年間が終わって、余ったお金を返すというのは理屈としては納得するんですが、今言ったような細かいことが決まっていると、これは1年後に、組んだ事業で2億何千万円が本当に執行できなかった場合、年度年度で余ったお金はどうなるんですか。

消費生活課長

単年度におきましては、仮に事業執行で余った場合には、県の基金に繰り戻します。それについては、来年度、再来年度に使えるようになります。3年間で終わったところで、執行が残っている場合には、そこで初めて国へお返しするという仕組みになっております。

渡辺委員

よく分かりました。そうでないとおかしいと思うんですが、今の御答弁に関して、単年度で全体の事業をやって、執行算が残ったと、それを県の基金としてプールできるということで3年間終わったら、それは返す。では、1年目の事業が終わって余った基金というのは、ある程度メニューとか、そういう拘束を受けずに事業ができるのか。もう少し細かく言うと、余った基金は、どういう活用方法があるのか教えていただきたい。

消費生活課長

基金としては、全体で動かすので、来年度以降の県、市町村における取組全体に活用でき、今まで使っていない基金との色はない形になります。一つだけ制約があるのが、各年度の県と市町村の独自予算、今、県、市町村では合計で6億2,000万円余りですけれども、その金額について、単年度で、総額として基金の活用が超えてはいけないという縛りはございます。

渡辺委員

今の御答弁で、私が理解できなかったのは、今言った色が付かなくなるよという形になったときに、色が付かないということは、どの事業に充てられるというふうに想定されるのか、もう一回、御答弁願いたいと思います。

消費生活課長

全体で6億8,730万円の基金を3年間で活用していくわけでございます。今年度の事業執行で残ったものについては、今年度に使わなかった残りの基金の部分と全く同じものになるという意味で御説明をしたんですけれども、残った分については、22年、23年度に活用できるというものになるということです。

渡辺委員

ちょっと私も理解できないんですが、今の説明だとなかなか分からないのは、基金と言っても、結局、市町村から見ればいろんなメニューがあって、使えるものが年度で決まっている中で、県が勝手に余ったお金を次年度のいろんな基金のメニューに金額的にプラスにできるのか。

消費生活課長

例えば、消費生活センター機能強化事業で予算が余った場合にどうなるかと言うと、それは来年度以降もどの事業にも活用できるものになります。

渡辺委員

分かりました。ただ、活用できるけれども、各メニューの上限などは残るということで分かりました。

次に、ちょっと角度を変えて確認をしたいんですが、今回、消費者行政を一元化して強化をするということで、国に消費者庁ができるわけですが、これは確認の意味で、国に消費者庁ができると、県だとか市町の消費者行政に何か変化はあるんでしょうか。

消費生活課長

国においては各省庁間縦割りということで、今回、消費者庁創設ということになりましたけれども、県におきましては、今までも各部局で横の連携をとって、例えば食の安全・安心であれば、推進会議という関連部局が集まった会議体をつくって業務を推進しているところがございます。そういった意味では、国の組織変更に伴って、県でそういった組織変更等が出てくるというものではないと考えております。

渡辺委員

分かりました。組織的には国の方が一元化されて、県の方は各部局と相談窓口が同じような体制に既にできているという認識でよろしいんだと思うんですが、そうは言いながら、例えば、国の消費者庁の所管事務の内容、概要ですが、これは法律の関連だけを見ても、非常に幅広で、JAS法からはじまり、これは表示だけでも六つぐらいの法律が関連してくるし、取引についても様々な法律が関連をします。そういう意味では、本当に相談員の質が非常に大事だと思うんです。国の方は、一元化して体制的に変わったと、それで、県、市町村は体制的に変わらないと思うんです。しかしながら、我々県民の立場からすると、当然、補正予算も組んで基金を運用するわけで、当然、これに伴って、無駄をなくすということになれば、有効な費用対効果も含めて、要は相談員のスキルアップや、体制の強化というのは非常に重要だと思うんですが、この辺に関連して確認ですが、現状の相談員さんの身分だとか、資格だとか、どのようになっているんですか。

消費生活課長

消費生活相談員の資格は、今、法定で定まっていはいないんですけれども、基本的に県の方などで相談員になっていただいている方については、四つほどの資格ですとか講座の受講者でございます。一つは、国民生活センターが実施しております消費生活相談専門相談員という資格試験がございます。それから(財)日本産業協会の消費生活アドバイザーという資格試験がございます。それから、(財)日本消費者協会の消費生活コンサルタント養成講座という講座がございます。それから、国民生活センターの消費生活相談員の養成講座というのがございます。こういったものを受講されたり、資格を取られた方に主に相談員になっているというのが実態でございます。

渡辺委員

資格については分かりましたが、その上で、県の中央消費相談センターの職員の方はある程度の資格を持っていらっしゃると思うんですが、常勤、非常勤なのか確認をしたい。また、先ほどの質問でもありましたけれども、今回の一元化に伴って法的に変わったのは、県については広域性、専門性が法律に明記されたということになりました。市町村の相談窓口の方々の身分だとかスキルについても、現在、県と市町村が同じような方々がやられているのかどうか。また今後、先ほど言った法的に広域性、専門性ということで、県に新たにその責務がきたということになってくると、県の相談員と市町村の相談員は、多少その辺で状況が変わってくるのかどうか、その辺を総合的に伺いたします。

消費生活課長

県の相談員については、非常勤職員でございます。市町村におきましては、非常勤職員あるいは謝金で対応しているようなところもあるかと思えます。ただ、相談員については、市町村すべての相談員の身分、資格を承知していないんですけれども、先ほど言った資格を持った方が基本的に勤務をされているのではないかと認識しております。

その上で、今後の県、市町村の相談員の役割分担ということですが、県にはより広域的、専門的なものが求められますので、そういった視点での県の相談員に対する研修などについても我々としては強化をして市町村の相談員の相談に乗れるようなスキルを身に付けて、今後ともよりスキルを高めていただきたいと思いますと考えているところでございます。

渡辺委員

細かいことに突っ込むようで申し訳ないんですが、今の話は大体分かりました。ほとんどが非常勤で、スキルアップを今後3年間、基本事業としてやっていくということで、それはそれで理解をしているんですが、先ほどの人件費の関連で質問があったと思うんですが、基金は3年間の事業なので、この間に、今いる県、市町村の相談員の方に、この予算を使ってスキルアップをしていくと、いろんな専門性を高めていく、こういうお話だと思うんです。その中で3年後に人件費はどうなるかという御質問が井手委員からもあったけれども、それは非常勤ということであれば、多少の融通はきくのかなという気もしますけれども、片やいろんな研修などに、お金を投下して、相談員の方々の要はスキルをアップする、それが3年間で終わる。であれば、その後、その人材をしっかり確保するというのが、やはり資本を投下した、予算を使った意味だと思うんですが、非常勤という方々の契約は、どういう形になっているのですか。

消費生活課長

非常勤職員の場合、制度上、契約は1年単位となっております。ただ、相談員の場合、

専門的な知識等を要するものですから、御本人の事情等を確認した上で、結果的に継続させていただいているというのが県の状況でございます。

渡辺委員

その辺はしっかり見ていかないと駄目だと思うんです。3年とは言わないけれども、数年経てみたら、人が入れ替わって、せっかくこの3年間で投下した様々なものが無駄になるというようなことでは、やはり意味がないと思うんで、その辺はしっかりお願いをしたいと思います。

最後の質問になりますが、今回の消費者庁をしっかりと機能させていくというスキームで、このまま様々なことをやるんですが、現在、県や市町村は、例えば、県民から、この評価は難しいですが、消費相談窓口について、こういう問題があるよ、課題があるよ、こういうことを改善してほしい、若しくはこういうふうにしてほしいという要望は、どんなスキームで対応なり受けているのか確認したい。

消費生活課長

県の例で申し上げますと、消費生活eモニターという制度がございます。これは県民の200名の方にインターネットで、こちらからいろいろな課題について御質問を差し上げて、それに対する回答を頂くアンケートといったものでございます。

県の消費生活行政についてアンケートをとらせていただきましたけれども、その中で多かった御意見としては、一つには県で消費生活行政についてこうした取組をしているということを知らなかった、それから窓口についても知らなかったというような御意見、それぞれの地域での啓発活動についても力を入れていただきたいといった意見の二つが主な意見になっているところでございます。

渡辺委員

意見は分かりました。そういう対策はしっかりあるようでございますが、では、実際、今回の交付金事業も含めた事業の概要の中で、その辺については、今のところどのような対応をしようというふうに考えているのか、単年度でもいいし、基金の3年間のことでもいいので、お話し願いたい。

消費生活課長

今申し上げましたように、県の取組についてもなかなか御存じないという御意見も頂いておりますので、一つには、センターの窓口の連絡先を含めた広報について強化をしてみたいと考えております。

また、啓発活動についても力を入れてほしいということですので、そういった地域へ出向いてのミニ出前講座ですとか、キャンペーンですとか、県民の方に消費者力を上げていただくような連続講座、そういったものも開催していきたいと考えているところでございます。

渡辺委員

非常にその辺は大事だと思うんです。県としていろんな事業をやっていますが、この消費者問題だけではなくて、いろんなものの啓発だとか、周知はなかなかできない。それで、いろんな事件事故も含めて、知っておればそういうところに事前に相談したのにとというケースが結構多いわけです。そういう意味では、今言ったような事業をしっかりお願いしたいと思うのと、今回の事業の中にもメニューとしてありましたけれども、消費者行政活性化オリジナル事業があり、これを見ると、予算枠が結構あるわけです。3年間で県のやる

事業としてもあるわけだし、市町村も当然あるわけなので、その辺をうまく市町村と連携をして、しっかりやってほしいと思うのと、できれば御説明があったような事業はやるにしても、もうちょっと何か違う新しい視点というか、例えば消費者行政ではないけれども、例えば官民一体になって、県とか市町村がやるだけではなくて、民間事業者、当然、問題によってはいろいろありますけれども、例えば家電の関係であれば、民間の量販店、また、お金絡みであれば銀行だとか、そういうこととの連携をしてながら、官民一体になって、限られた予算の中で有効にお金を活用することで、より周知啓発ができる。もっと言うと、県が一生懸命やるだけじゃなくて、民間も巻き込んで、もう少し広く、安易に安価でできるような方策というのにも考えるべきだと思いますけれども、この辺はどうですか。

消費生活課長

私ども、消費者被害の未然防止と救済ということを重点目標にして取り組んでおります。その中の未然防止として、事業者との連携というのは非常に大事かと思っております。具体的には、事業者との懇談会、意見交換会を行っています。事業者には私どもの消費生活相談窓口で自分の製品でどういった苦情が入っているのか、その辺のことをお伝えして、そもそものそういったトラブルがないようにしていくのが一番だと思いますので、そういった視点からも、事業者とは今後とも連携を図っていきたいと考えているところでございます。

渡辺委員

最後に要望で締めたいと思いますが、その辺は新しい発想と言うか、問題、問題によって柔軟的に対応する必要があると思うんです。一例を挙げれば、家電について問題が起これば、それは量販店と連携をとったり、金融関係であれば、そういうところと連携をとったり、若しくは高齢者絡みであれば、高齢者が多く所属しているそういう団体だったり、若しくは施設だったり、そういうところで基本的に柔軟的な対応をしっかりとお願いをしたいということを要望して、私の質問を終わります。